

第 103 回女川原子力発電所環境保全監視協議会会議録

開催日時

平成 18 年 8 月 25 日 午後 1 時 30 分から

開催場所：仙台市 パレス宮城野 錦秋の間

出席委員数：22 人

会議内容：

1 開会

司会： ただ今から、第 103 回女川原子力発電所環境保全監視協議会を開催いたします。

本日は、委員数 37 名のところ、22 名のご出席をいただいております。本協議会規定第五条に基づく定足数は過半数と定められておりますので、本会は有効に成立していることを御報告いたします。

司会： 開会にあたりまして、会長の三浦副知事からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(三浦副知事あいさつ)

3 新委員の紹介

司会： 議事に入ります前に、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介申し上げます。

宮城県議会議員の皆川章太郎委員です。

石巻市議会議員の高橋誠志委員です。

石巻市議会総合防災対策特別委員会委員長の石森市雄委員です。

本日所用により欠席されておりますが、宮城県信用漁業協同組合連合会専務理事の松 公男委員です。

以上でございます。

司会： それでは三浦会長に議長をお願いし、議事に入らせて頂きます。

4 議事

議長： それでは、よろしく申し上げます。

さっそく議事に入らせていただきます。

はじめに、確認事項の「イ」平成 18 年度第 1 四半期の「環境放射能調査結果」について説明願います。

(1) 確認事項

イ 女川原子力発電所環境放射能調査結果(平成 18 年度第 1 四半期報告)について

(事務局から平成 18 年度第 1 四半期の環境放射能調査結果について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(なし)

議長： 他にないようでしたら、次の議題、確認事項「ロ」平成 18 年度第 1 四半期の「温排水調査結果」について説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果(平成 18 年度第 1 四半期報告)について

(事務局から平成 18 年度第 1 四半期の温排水調査結果について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(なし)

議長： ないようでしたら、次の議題、確認事項「ハ」平成 17 年度の「環境放射能調査結果」について説明願います。

ハ 女川原子力発電所環境放射能調査結果(平成 17 年度報告)について

(事務局から平成 17 年度の環境放射能調査結果について説明)

議長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(なし)

議長：ないようでしたら、平成18年4月から6月までの環境放射能及び温排水調査結果並びに平成17年度の環境放射能調査結果につきまして、本日の協議会で御確認を頂いたものとしたしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長：それでは、これをもって御確認を頂いたものとしたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項「イ」の「女川原子力発電所の状況について」を説明願います。

イ 女川原子力発電所の状況について

(東北電力株式会社副社長あいさつ)

(東北電力から女川原子力発電所の状況について説明)

議長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。いかがですか。

はい、どうぞ。

長谷川委員：私が考えているようなことは、ほとんど網羅して対策を立てていただき、また今後より一層地元の方から信頼されるように努力していただけるということで、それを信用し期待したいと思えます。

今おっしゃったことにほとんど含まれますが、再確認の意味で二、三述べさせていたいただきたいと思えます。

一つは、ケース・バイ・ケースですが、電力さん、メーカーさん、それからその下請さんと、すべてが地元民の方から、どうすれば信頼されるかという意識のもとに、仕事の内容をよく理解していただかないといけないのだろうと思います。例えば、通報遅れに関して言えば、これがどういうことになるかということを、その担当者の方、あるいは周辺の方が考えておられれば、こんなことは当然起こり得ない話です。また、ヨウ素131が検出されたということであれば、まずそのスペクトルを見て、原子炉の方に異常がないかということになったら、後はむしろ、電力だけではなくて、県さんと一緒になって原因究明に当たるのが、これが本当の意味での地元のためになるのではないかと思います。ですから、プロ意識なのかもしれませんが原因究明という前に、地元の方からどうすれば信頼されるかということを考える。これが一番大事なことはないかと思えます。

それから、目的意識とか、作業の意義をよく理解していかないと、やはりマニュアルでカバーしきれないところ、マニュアルが抜けるところ、それからいろいろなところのセクションでマニュアルがあると思えますが、その間のすき間も抜けてくると思えます。ですから全体として、全部が全部というわけではありませんから、少なくともその周辺を含めた作業の意義というのをよく理解していただけないかと思えます。

また、例えばヨウ素にこだわりますが、他県で10年ほど前ですか。北陸電力でも、同様のものもあるわけですから、そのような事例を勉強していただきたい。それに関して、以前技術会の委員をやってきたときの経験から言って、昔、浜岡で配管の爆発がありましたが、そういうときにでも、東北電力と中部電力で対処の仕方、考え方が違っていたようなことがありました。そのときも、同じメーカーで、東芝でありながら、東北電力は違うものだなと思っていたんですが、他プラント、他電力、他県の場合もやはり積極的に勉強していただいて、これからの高経年化も勉強していただきたい。今は20年、22年と1号機、それからずっとこれからも多分50年、60年運転していくということになるわけで、これから折り返し点に迎えるわけです。そして、我々が経験したことのない、日本の原子力業界が、産業界が経験していない領域に入っていくわけです。それを世間では高経年化というんですが、未経験のことがあるんだぞということとともに、他社の事例をよく理解して、勉強していただけないかと、そういうふうに思っております。

大体そんなところですが、ともかく専門家、私どももそうですが、自分の専門になるとひとりよがりになりがちなんです。そういうことのないように、それが地元の皆さんから信頼されたいことだと。ひとりよがりにならないためには、情報公開、これが一番大事なことです。

大げさな例で言うと、チェルノブイリはある意味ひとりよがりになってしまっていて、それをその当時の政治体制で公開しないものですから、余計ああいうことが起こることになって、日本でももちろんあのようなことは起こりませんが、なるべくひとりよがりにならないように、そして地元の県民とともに歩む、信頼されることになっていただければと思います。ほとんど皆さんがおっしゃったことの再確認みたいなことなんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： お願ひいたします。

東北電力： 長谷川先生の御意見、真摯に受けとめて、これからの再発防止対策に生かしていきたくて考えています。とりわけ、電力、メーカー、協力企業でありますけれども、まさに東北電力を中心にして一体感、そして安全文化をどう共有するかというところは非常に大事だと考えております。

さらには、作業の意義でありますけれども、この重要性、そして作業を行う際の東北電力、メーカー、協力企業、このコミュニケーションが非常に大事だと思っておりますので、こうした点は確実に取り組んでまいりたいと考えておりますし、他社のプラントでのいろいろなトラブル事象、この重要性あるいは危険の感覚といいますか、そういったものも磨きながら、対策に取り組んでいきたくて考えております。それと同時に、ひとりよがりにならずに、今回のケースも県民あるいは地元の方々との信頼ということを考えますと、県、そして地元の女川町、石巻市との連携の中で、情報連絡、そして情報公開、これをまず第一歩という、これが本当に原則、基本だというふうに考えております。

先生の御意見を踏まえ、再発防止対策に全力を挙げて取り組む中、実績で示していかなければいけないと考えており、我々も全力を挙げて取り組んでいきたくて考えております。ありがとうございました。

議長： よろしくお願ひいたします。ほかに、御意見、御質問などございせんか。

須田委員： 今の報告に対してだけでなくてよろしいですか。

まず、今の報告についてですけれども、詳細な検討をやっていただいて、これからの取り組みということですが、これは事業者の東北電力さんを信じるしかありませんから、きちんとぜひやっていただきたいと思ひます。

それと同時に、プラント自体はいろいろなフェイルセーフ等、きちんとした概念でなっていると。ただ、人が当然ながら操作していくものですから、誤りとか、ミスとかというのがないかと言えば、これは今後も必ず出るわけですよ。場合によっては、あしたにも何かが発生するかもしれない。そうしたときに、こういう今後の防止策を練られて公表されている以上、仮にあす起きれば、こういう形で対応しなければいけないわけです。大変プレッシャーのかかる状況もあろうかとは思ひますが、そういう点を含めて、ぜひしっかりとやっていただきたいなということをおし上げておきたいと思ひます。

それと、せつかくこの場ですので、専門の先生方が大勢いらっしゃるのてヨウ素の件についてお伺ひしたいのですが。

議長： ええ、ヨウ素については、この後また報告がありますので。

須田委員： わかりました。では、その際にお聞きしたいと思ひます。

議長： ほかにございせんか。はい。

皆川委員： どうも御説明ありがとうございました。私は、環境生活委員会を代表して来ておりますので、委員各位の思ひを、まず二つほど述べさせていただきます。

今回の問題に対する電力側の認識の強さを今の説明でよくわかりましたし、また、美浜原発以来のC評定という重い評価を強く感じているということも伝わってきましたので、それは今後、意識改革元年と社長自身が申しておって、取り組むということに私たちは期待したいと思ひます。

また、その中で、私はいろいろな対処、対応の中で意識改革ほど難しいものはないのではないかと思ひしております。特に今回の電力の内部、いわゆる女川原発で働いている方、電力の直接の社員の方は400人ぐらいおられるようなんですけれども、そのほかに第1次下請、第2次、第3次、合わせると約1,000人ぐらいの人が働いているということをお聞きしておりますので、この社員はもとより、ある意味では末端まで、ぜひ安全性、信頼性というものを徹底していただきたいなと思ひます。また、そういう思ひに対する副社長の決意のほどを、お尋ねさせていただきたいと思ひます。

第2点目は、地元自治体への対応、具体的には女川町、また石巻市に対してでありますけれども、私はこのたびの件に対して、電力側、具体的には社長の対応は素早かったなと思ひしております。現にきのうも現地へ赴いて、直接説明して頂きました。私は今までこういう機会はなかったのではないかと思ひ

いるぐらいなんです。だから、今度の案件を機に、素早い行動をしたということについて、私は評価しておりますが、この事態を契機に、今まで以上に、ぜひ地元自治体との連携強化を図っていただければなどということでもあります。この2点について、副社長から決意のほどをお聞かせいただきます。

東北電力： 皆川先生、昨日は女川原子力発電所に現地調査、ありがとうございました。

第1点目の東北電力、そしてメーカー、協力企業、そして関連する下請け企業、女川では1,500人、現在仕事をしているわけでありませけれども、これから大事なものは、経営層を中心に、現場主義を徹底することだと考えております。現場に入って、そして直接協力企業、メーカーを含めまして、そして第一線の作業を行っている方々との直接の対話、そして経営層も現場の実態を承知していく。その中で、本当のその共感の中でのコミュニケーションができてくると考えておりますので、これからますます現場主義というものを、意識改革元年、徹底をしていきたいと考えております。

第2点目の地元自治体との関係であります。私ども地域、地元の信頼があつて、初めて女川原子力発電所の安全安定運転が存立するというふうに考えております。地元の自治体との十分な信頼関係、そしてコミュニケーション、地域との信頼、これが女川原子力発電所の存立基盤と考えておりますので、今後改めて地元の自治体との信頼をより強いものにしていくための対話、そしてコミュニケーション、地域との連携、努力をしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長： よろしいですか。それでは、須藤委員。

須藤委員： 私からは、2点ほど確認させていただきます。

品質保証体制の総点検の中で、ある時点、またはある時期から、品質保証の考え方、あるいはそのシステムがちょっと変質していったのではないのかなというふうに私自身は感じております。その分析を今回の程度されたのかということをお尋ねしたいと思ひます。

それから、電力各社、各地に発電所を持っていらっしゃるわけで、そこでの品質保証体制が、女川原子力発電所の品質保証体制に非常に参考になるようなシステムなり事例なり、そのようなものがなかったのかどうか。そういった分析をされていたかどうかを確認させていただきたいと思ひます。

議長： お願いいたします。

東北電力： 最初の御質問ですが、確かにこの品質保証ということに対しての取り組み方、考え方というのは、社内だけではなく、外部、特に保安院からの要求が変わってまいりました。一番大きく変わったのは、平成15年の東京電力の問題があつて、そこから新しい検査制度ができて、品質保証という概念が保安規定に盛り込まれました。それまでは、品質保証という概念はありましたが、まさに昔はQCという、品質をコントロールすると、決められたものを決められたとおりにするという概念でしたが、15年から入ってきたのは、品質保証マネジメントという考え方、QMSという概念が入ってきました。これは、決められたものを決められたとおりにではなくて、常に改善しなければいけない。先ほど言った慣行優先というのは、昔のQCだったら認められたと思ひますが、今の概念では前のおりにやればよいというものではない。常に新しいもの、常にこれでいいのかと。スパイラルアップするというのが、このQMSという概念でございます。我々の取り組みがその点で弱かつたということで、これからは品質マネジメントシステムにのっとり、業務のやり方を常に見直して、いわゆるPDCAという、プラン・ドゥー・チェック・アクションを回していくということが、今後の大きな課題でございます。それから、二つ目ですけれども、同じようにこれは平成15年から、各社とも取り組んでいるわけでございますけれども、今回反省しているのは、他社の状況というもの、余り情報を入れてこなかったもので、我々ももっとうまくいっている会社が当然あると思ひますので、これからはそういったことを勉強していきたいと考えてございます。

議長： ほかにございせんか。

高橋(文)委員： 私ども女川町の町民といたしましては、今回の件は極めて残念に思っております。それで、2点ほどお伺ひしたいのですが、一つは、東北電力さんにおきましては、会社の経営方針として、前年実績に対して諸経費等の1割削減、あるいは15%削減というものを努力目標として、これを各事業者に一律に適用させてきたものかどうかということが1点。それらに基づいて、結局、結果的には品質の問題まで発展していった嫌いがあるのではなからうかと思ひます。

2点目は、私どもは1号機建設が運転された時点におきまして、東北電力さんから説明を受けておりましたのは、1年を経過した時点で、3カ月間の定期点検を実施して、万全なる対策をとってまいりますと

いうお話を受けてきていたわけですが、定期点検が回を重ねるごとに、いつの間にか 90 日が 75 日、75 日が 60 日、現実的には 45 日ぐらいで実質の点検は終了していると聞いております。そういう形の中で、現在は 1 年の経過が 13 カ月、先般の全国の商工立地地点の会長会議の中では、今後 15 カ月を経過してから点検となるような気配もあるということで、大変危惧された発言も聞いておりますが、そのように定期点検に対する対応というものが、会社の経済的な面だけでそのように短縮されてきたものなのか、技術的に進歩されて、そこまで短縮されたものなのかお伺いしたいと思います。

議長： では、お願いいたします。

東北電力： 1 点目のいわゆる一律削減で、経費を見ているのではないかというお話でありますけれども、原子力発電所につきましては安全最優先でありまして、予防、安全、保全の意味合いから最優先で、設備に対する保守経費をかけております。ということで、原子力発電所の場合に、一律前年対比何%削減ということは、全くございません。あくまでも安全上、必要などころには必要な金をかけ、設備を更新する。これが基本でございます。しかしながら、間接経費の部分については、経費削減という意味合い、効率化という観点から、この部分は出てまいります。殊に女川原子力発電所の設備につきましては、安全最優先から重点的に設備に対する必要な金はかけているというのが実際でございます。

東北電力： 二つ目についてお答えしたいと思います。

確かに昔は、1 定検、1 年運転して 3 カ月定検するというのが標準でしたが、各社とも次第に定検期間が短くなってきているのは事実でございます。これは、経済性最優先ということではなくて、もちろん稼働率が上がれば経済性が上がりますが、当然安全がキープされるということが前提でございます。短くなっているというのは理由がございまして、一つは、今までは原子炉を停止しなければ定検できないものばかりでしたが、例えばきょうの説明にもありますけれども、制御棒駆動系の点検という、昔はこの制御棒を取り外し分解点検をして、もとに戻しておりました。これだと時間がかかるものですから、もう一つ用意しておいて、そして既に点検が終わったものを入れかえるというようなやり方を導入したり、あるいは運転中に点検できるものは、定検のときではなくて運転中に割り振るとか、人の配置をもっと効率よく回すということで、少しずつ点検期間を短くしてきたのは事実でございます。

ただ、先ほどのお話にありましたように、新しい検査制度ができてきたものですから、定検が延びる方向になってございまして、今は 60 日とか 50 日というのは非常に難しい状況になってきてございます。それから、運転期間の長さについては、現在法律に基づいて 13 カ月ということになっておりまして、これについては海外の実績、アメリカは 18 カ月運転しており、そういったことを踏まえて、検討は進めていますが、まだ実現にはなっておりません。これも技術の進歩が伴わないとできないと考えてございます。以上です。

高橋（文）委員： ありがとうございます。ただ、私ども地元としてお願いしたいことは、定期点検工程の短縮はおっしゃるとおりかもしれませんが、工程日数の短縮というものに対しては、大変不安を感じております。どうか初心に戻って、定期点検は万全を期していただきたいとお願いします。

議長： はい。ほかにございますか。

（なし）

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項「ロ」の「女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 の検出について」を説明願います。

ロ 女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 の検出について

（事務局から女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 の検出について説明）

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。須田委員、お願いします。

須田委員： 改めて説明を聞き思いましたが、過去にヨウ素 131 の検出したことはありますか。

事務局： 過去に宮城県ではヨウ素以外のものも含めまして、チェルノブイリ事故の際に大量の放射性物質を検出しております。そのほかではですね、石川県において発電所周辺で微量に検出されたということ聞いておりますが、原因不明のまま終わっているという状況でございます。

須田委員： これまでに我々がこの会で報告いただいている環境試料の分析結果には、ヨウ素 131 とい

う記載はありませんが、環境試料を分析している中で目的としている放射性核種ではなくても、自動的にヨウ素 131 は検出されてくるものなのですか。

東北電力： 須田委員がおっしゃられたように測定しますと、例えばコバルトがあればコバルトが検出されますし、ヨウ素もあればヨウ素も検出されます。そのような形で、1 回測定すれば出てくるものがございます。

須田委員： これまでなかったのが急に、それも事業者にとっては不幸なタイミングで出てきたわけです。一番最初は 7 月 24 日ですか、それが 8 月二十幾つでも検出されているということで、半減期も考えれば継続的にどこかが発生源になって出ているということにしか多分ならないんだと思います。

これに対して、今後の調査方法は先生方の意見を聞きながら検討していくということですが、これはこの委員会にもかかってくることなので、今まで報告いただいているような形で、ヨウ素 131 についても入ってくるという形になるのかと県の方に聞きたいと思います。

それと専門の先生方にお伺いしたいのは、どういうケースが想定されるかということ。聞いたところ、人体から何らかの形で海洋とかに放出された場合、例えば排尿という形で出た場合に 1 キロ四方ぐらい広がるというようなことも先般聞きましたが、そういうことも含めて教えていただければと思います。

議長： ありがとうございます。

事務局： 測定結果の報告につきましては、様式としては決めてございませんけれども、この次で御報告させていただきたいと考えてございます。

議長： あと 2 番目ですね。考えられる原因等を参考までに坂本副会長の方からお願いします。

坂本委員： こういうことがあると、医療関係だとされてしまいます。前に石川県の原子力発電所で起きたときも原因不明で、結局は医療関係の患者さんから出たヨウ素 131 が原因じゃないかということで、結論はよくわからないんですね。ただ、私から言わせると、私は東北大の放射線科の教授をしていましたから、大学病院では管理区域があるわけです。その中で患者さんを治療して、患者さんが持っている放射線がある程度以下にならないと、退院させません。それぐらいですと、よその人に何も影響を及ぼしません。それから、線量率にすると 30 マイクロシーベルト以下に線量率が落ちなければ退院させない。そのように法律で決まっていますから、その法律どおりやると、こういうことは起きないですね。ただ、もう一つは、アイソトープを売るときにアイソトープ協会で、そういう施設がないところには、本当は売らないはずなんです。もう一つの問題は、放射線科の医者はその辺のことを心得ていますが、治療は施設がないとできないと思いますけれども、内科のお医者さんが実際に検査はよくやりますね。その際、どれだけ医療法上の縛りとか、障害防止法を心得ているかどうか、その辺が大変疑問です。ですから、私は医療関係が責任はないとは言わないので、可能性があるかなと思います。今お聞きしたところによると、どうも原発から流れ出たヨウ素 131 じゃなさそうだということは大体わかりました。そうすると何が原因なのかということですが、ヨウ素 131 を一番扱っているのは医療関係ですが、これを調べることはプライバシーの問題とか、個人情報保護法とか、なかなかもとを突きとめるのは難しいようです。実際にはもとを突きとめたいというのがありますが、これは本当に医療が悪者になるんですね。私はその原因を突きとめてから、悪者になりたいと思っています。

議長： ほかの先生方どうですか。

長谷川委員： あと一つお聞きさせていただきたいと思います。これは平成 2 年ですか、大阪府の水道水で検出されたという話を聞きました。私も最初聞いたときに、下水ですかと聞いたら、いや違う、上水だということでした。

それから、たまに良くあることとは言い方はちょっと失礼、誤解があるのかもしれませんが、そういうことはあると思うんです。志賀の場合は、新規に移働する前に 1 回検出された。後でも 1 回ですか。我々原子力をやっている人間は医療だと思うんです。医療の事故ではないと思いますが、ただそういうことの事例もあります。

坂本委員： もう一つは、我々が広島、長崎の原爆の被害者としてですね、日本ではいろいろな疫学調査が行われているんですね。実際に一般の人はほとんど知らないことが、学問的にはいっぱい知られていることがあるんです。例えば、非常に低い放射線を浴びたときですが、今、広島、長崎のデータの見直しがされておりますが、低い線量のところでは閾値があって、がんの発生は余り一般の人と変わらないということ。長崎あたりですと 50 ラド、0.5 シーベルトですね。これらの被爆した人で、一般

人と優位差がないというデータが出ているんです。ですから、これで問題になっているレベルの放射線の被爆ですと、恐らく影響がある、あると言っても、実際に影響が出るぐらいだけかということは、見ていると非常に難しい。

おとし ICRP の委員長が日本に来たとき、私も委員長とディスカッションしました。その際に、やっぱり ICRP の勧告も、低線量レベルのところは見直しをする必要があるということでした。その辺のデータは、今世界中から集めているんだけど、まだデータが十分でないので、勧告をし直すという段階に来ていないが、確かにあの辺のところには問題があるんだということです。勧告は一般者が 1 ミリシーベルト、職業上は 10 ミリシーベルトになっております。そういったことが、果たして正しい勧告かどうかというのは、中でも議論があるんだそうです。

ですから、よく僕なんかは放射線治療をやりますとね、1 人 1 万ラド、10 グレイぐらいかけることはあります。でも、局所的にかけても、がんが直っている。昔は放射線のエネルギーも低かったし、機械も悪かったから、障害を起こした人がいましたが、今は放射線治療によって障害を起こして亡くなるという方はほとんどいないです。そうなる前にやめますから。

もう一つは、一般に皆さん知らないでしょうが、昔は放射線によって白血球が減って、治療が続行不可能ということがありましたが、今は全くありません。一つは、治療機械が非常によくなったんですね。それと、照射技術が非常によくなったといういろんなことがありまして、ですから一般の方が認識しておられる放射線科の認識や、放射線に対しては、ちょっと違うかもしれませんが、国際的な縛りを考えている ICRP の委員長も低線量のことについては、まだ断言できないことがいっぱい出てきたということで、一面ではホルミシスという現象、世界的な研究グループができてきていますが、まだ答えは出ませんが、これから一つの研究課題だろうと私は思っております。

長谷川委員： 誤解のないように一言言いたいんですが、今のあらめの放射線の量は、普通にある食品とか何かに含まれているカリウム 40 とかのもよりずっと小さいということだけは、誤解のないように言っておきます。坂本先生はもうちょっと上のことを言われておりますので。

坂本委員： もっと上でも影響はないと見ているんです。だけど、今回はすごく下ですからね。

大方委員： 両先生から放射線のレベルの問題のお話がありました。私はまた別な観点からちょっとお話し申し上げたいと思います。今回の調査というのは、海藻ではあらめなどを用いて、動物についてはシウリガイですが、そのほかについてもやらなければわからない、アイナメでもいいし、いろいろありますが、私の食物連鎖の立場から考えますと大分抜け落ちている対象、生物があるなと思います。それから、安全側から見たら、レベルは低いんだろうけれども、毎日あそこで地域の人が食べておられるようなものですね。

生物の種類によっては、ここに出てきていない生物でも、高いレベルのものが多分あるだろうと思います。ただ、そういう蓄積しやすいもの、蓄積しにくいもの、そういう区別をしながら、これからもう少し調べていただければいいかなと思います。例えば植物性プランクトンを特に食べているホタテ貝、これはかなり消費量が多いわけですね。ですから、多分高いレベルは出てこないのかなと思いますけれども、地域の人、あるいは一般の食品として利用頻度の高いような生物については、注目しながら、分析を進めていただければ、地域の人たちの安心感といいますか安全性と安心が得られるのではないかと。電力さんの今後の姿勢の中でも、こういう問題を取り上げていただきたい。県の方もぜひひとつ、その辺の分析の対象生物をもう少し多くしていただきたい。

坂本委員： アイソトープには、濃縮されやすい器官があります。例えばヨウ素 131 は甲状腺に集まり、セシウムは筋肉に集まり、全体に分布するものもある。ですから、甲状腺にヨウ素 131 は集まりますけれども、大人の場合には甲状腺に非ヨウ素性のヨードが集まっていますから、新しく取り入れても大人の場合には余り問題になりません。ですから、どういう核種が含まれていて、その核種がどう影響するかそこまで分析しないと、何とも言えません。

大方委員： そういう先生の御意見も含めて、別の観点からというお話をしたので。

議長： 大変数多く参考の御意見、お話、ありがとうございます。その辺はよく意見としても、御意見をさらにお聞きしながら、安全安心のために、調査範囲、検査などは前向きに考えていただきたいと思っております。

ではほかにございませんでしょうか。

安住委員： 室長から、非常に珍しく県の立場としてはっきりと原発が起因ではないと言い切ったぐらいの説明をいただきました。当然のこととして、これは先生方にもいろいろ御意見をお聞きしながら整理をされたということで、室長が決めたのではことではないのですね。

事務局： はい。技術会の先生方にいろいろ御指導を頂いております。

安住委員： そうでしょう。こういうことは地元といたしまして、微量なヨウ素といっても大変不安です。この監視協議会を歴史的に見ますと、最近で最大限の課題ではなかったかと思うのであります。先生方は医学的・専門的な見方もございます。低線量の話もお聞きしました。そういうことが今日は無理にしても、この監視協議会のまとめとして公式のメッセージとして出させていただく中で、当然地元としては、何が原因かまで確定されないと、不安だと思います。そういうことも含めて、先生方の御意見をお聞きして、しっかりとした広報をしてもらうということが、非常に大事になってくるのではないかと思います。調査なり、研究はこれからの課題としてやっていく必要があるだろうと考えております。

それから、電力さんには、やはり先ほども御意見が出ましたように、微量といえども、自然界にないものだという認識に立って、いつでもそういうことの可能性があり得るという覚悟ですべてにおいて対応してもらわないと、これまたいけないと思います。これはやはり実証してもらわなければならないですね。そういうことを考えながら、今後とも非常に重要な内容であるということ踏まえながら、県の的確な御指導を御期待申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長： 貴重な御意見ありがとうございます。

ただいま各委員の先生方から、大変参考になる御意見をちょうだいいただきましたが、この監視協議会としても、現時点ではまだ調査期間が不十分でありますし、詳細な調査が継続的に必要だと思います。さらには、データをもとにし各委員の先生方からの学術的、科学的な御意見、御助言などもいただきながら、我々としては原因究明できるような方向で、研究を続けていきたいと思っております。

東北電力： 御指摘のとおりでございます。我々としては、原因究明というところまで一気に到達できないかもしれませんが、今検出されているところに関しては、もう少し継続し測定して、次回の協議会までに何らかの形で報告できるようにまとめていきたいと考えております。

議長： 他に御意見、御質問はございませんか。

それでは、次の報告事項に移ります。

報告事項「ハ」の「平成 18 年度原子力防災訓練について」説明願ひます。

ハ 平成 18 年度原子力防災訓練について

(事務局から平成 18 年度原子力防災訓練について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺ひいたします。

(なし)

議長： 御意見、御質問はございませんか。

なければ、他に報告する事項などありましたら願ひします。

(なし)

議長： ないようですので、報告事項を終了といたします。その他の事項として、事務局から何か連絡等がありますか。

事務局： 次回の協議会の開催日を、決めさせていただきます。3 か月後の平成 18 年 11 月 22 日の水曜日、仙台市内での開催を提案させていただきます。

5 次回開催

議長： ただ今事務局から説明がありましたが、次回の協議会を平成 18 年 11 月 22 日の水曜日、仙台市内で開催することよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、次回の協議会は平成 18 年 11 月 22 日の水曜日に仙台市内で開催しますので、よろしくお願ひいたします。

議長： その他、何かございませんでしょうか。大変長時間、貴重な御意見、御議論をありがとうございました。

本日の議事はこれで終了させていただき、議長の職を解かせて頂きます。

6 閉会

司会： ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第 103 回女川原子力発電所環境保全監視協議会を終了といたします。